



王城寺原演習場における米軍実弾
射撃訓練の実施に関する要望

令和7年12月25日

王城寺原演習場対策協議会

本県の王城寺原演習場におきましては、在沖縄米軍による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施（以下「104移転訓練」という。）が、平成9年度からこれまでに計21回実施され、令和7年度は令和8年1月中旬から2月中旬までの間に実施が予定されています。

これまでの王城寺原演習場における104移転訓練については、大きな事件・事故もなく経過しておりますが、過去には、同演習場内で野火が発生し、地域住民から不安の声が挙がる事態もありました。また、他地域においては、軍用機の事故や軍人等による事件・事故が発生していることなどから、訓練に対する地域住民の不安感が高まっております。

また近年、英陸軍や仏陸軍との実動訓練や降下訓練などが頻繁に実施されていることから、地元の負担が増しており、さらに、今年度の104移転訓練から使用する火器の追加について要請を受けたところであり、更なる地元の負担が見込まれています。

このため、訓練の実施に当たっては、県民や地域住民に対し、不安を解消するための十分な対応、安全・安心の確保のための万全の対策に加えて、地元にかかる負担を最小限とするための十分な配慮が求められます。

宮城県並びに大和町、大衡村及び色麻町の地元三町村で構成する王城寺原演習場対策協議会といたしましては、これまでも適時・的確な情報提供をはじめ安全対策等について要望・要請してきているところですが、今回の訓練実施に当たりましても地元の実情を十分踏まえ、別紙事項について誠意を持って対応されるよう強く要望いたします。

要 望 事 項

1 訓練の在り方について

- (1) 王城寺原演習場での在沖縄米軍による104移転訓練については、令和3年度から5年続けての実施であり、同演習場での訓練を恒常化させないために、国として引き続き米国と交渉し、将来的には本県において当該訓練が実施されないようその在り方について十分検討すること。
- (2) 訓練内容や使用する火器等について、王城寺原演習場と他の演習場に対応に差異が生じないように、国において所要の調整を図ること。

2 情報提供について

- (1) 適時・的確な情報の提供を確実に行之、地元との信頼関係の構築に努めること。

特に、訓練実施に関する情報については、地元自治体から地域住民等に対して必要な情報を速やかに周知する責務があることから、地元自治体に対し関連する情報を詳細かつ迅速に提供すること。また、地域住民に対しても適時・的確な情報提供を行うこと。
- (2) 従来から実施されている訓練公開及びブリーフィングは、地元住民の訓練に対する不安や不信感の軽減につながっていることから、今後も継続して実施し、訓練の透明性の確保に努めること。
- (3) 万一訓練中に事故・事件が発生した場合は、国の責任において迅速に対応するとともに、県、地元三町村及び地域住民に対し、速やかに情報の提供を行うこと。

特に、平成27年度において、射撃訓練終了の連絡後に、地元自治体への連絡なしに不発弾処理が行われる事案があったことから、必要な情報提供を確実に行うこと。

3 安全対策について

- (1) 訓練の実施に当たっては、軍用機等の事故やトラブルが発生している状況などを踏まえ、訓練中や人員及び装備品の輸送時における安全対策はもとより、地域住民の生活に影響を及ぼすことのないよう、国が責任を持って万全を期すこと。

特に近年、他県の演習場において場外着弾事故が続けて発生していることを踏まえ、同様の事故の未然防止のほか、訓練に伴う演習場内の出火対策に万全を期すること。万が一事故や火災が発生した場合、地元及び関係機関に確実かつ速やかに連絡すること。

- (2) 米軍の滞在期間中、部隊の秩序と規律が厳格に維持されるよう米軍に申し入れること。
- (3) 米兵の外出については、地元の事情を考慮し、できる限り差し控えるよう米軍に申し入れるとともに、やむを得ず外出する場合であっても、米兵が車を運転することのないよう、また、事件・事故のないように国において万全の対策を講じること。

4 訓練内容について

- (1) 滞在期間については、極力その短縮が図られるよう米軍と調整すること。
- (2) 訓練により発生する射撃音が広範囲にわたり非常に大きく響き、地元住民の負担となっているため、日曜・祝日の射撃訓練は、実施しないよう強く米軍に申し入れ、調整すること。
- (3) 上記と同様の理由により、夜間射撃訓練については、実施しないこと。

やむを得ず夜間射撃訓練を実施する場合には、地元の事情を考慮し、必要最小限度にとどめるとともに時間を厳守するよう米軍に申し入れること。

5 生活環境等について

- (1) 住宅防音工事の指定区域の拡大を図るとともに、引き続き当該工事の促進を図ること。

なお、砲撃音に起因する住宅防音工事により設置された空気調和機器及び防音建具の老朽化が進行していることを踏まえ、令和7年度から機能復旧工事に係る補助金の受付が開始されたところであり、今後も継続して実施すること。

- (2) 車両走行や航空機運航、火器・弾薬使用による騒音・振動、砂塵飛散、水質汚染等、自衛隊の訓練による影響も含め、必要に応じ適切な対策を講じること。
また、演習場付近の農家が、水管理などのために立ち入る際の安全対策等について特段の配慮を行うこと。
- (3) 部隊の移動や訓練物資の移送に当たっては、交通法規を遵守することはもちろんのこと、交通渋滞や交通事故等の防止に万全を期すこと。
- (4) 障害防止事業及び民生安定事業について、地元の要望を踏まえながら一層の整備促進を図るとともに、補助対象施設の維持管理費についても補助対象とすること。また、既存用排水施設の機能低下に伴う機能復旧事業の推進を図ること。
- (5) 保健医療福祉施設、文化・スポーツレクリエーション施設及び防災拠点施設等、地域づくりや激甚化する災害への対応に不可欠な施設の整備について、特段の配慮を行うこと。
- (6) 今後も104移転訓練が継続実施されるのであれば、平成28年度まで交付されていたSACO関係特別交付分の相当額を継続交付されるとともに、地元の負担増加を考慮した所要の措置を講じること。また、事業の早期着手のため交付時期が年度当初となるよう努めること。

令和7年12月25日

(東北防衛局長経由)

防衛大臣 小泉 進次郎 殿

王城寺原演習場対策協議会



宮城県副知事 伊藤 哲也

大和町長 浅野 俊彦

大衡村長 小川 ひろみ

色麻町長 早坂 利悦